

宅内排水設備基準

(基本原則)

- (1) 工事の設計にあたっては、施行・維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とする。
- (2) 工事の設計は、汚水と雨水を分流して排除する構造でなければならない。
- (3) 施行にあたっては、現場の状況を十分に把握し、設計図書(位置図、平面図、縦断面図、構造物詳細図(グリース阻集器、オイル阻集器等を使用する場合))に従って適切に施行する。

1. 屋内排水設備

- (1) 配管計画は、建築物の用途、構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系等、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。
- (2) 管径及び勾配は、排水を円滑かつ停滞することなく流下するように施工する。
- (3) 使用材料は、用途に適合するとともに欠陥、損傷のないものを使用する。
- (4) 排水管の損傷、腐食等を防止するために必要に応じて**防護等**を施す。
- (5) 排水管へ直結する器具には、原則として**トラップ**を設ける。
- (6) 浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するために**ストレーナー**を設ける。
- (7) 排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設ける。
- (8) 水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものとする。
- (9) 油脂等により下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を排出する場合は、**阻集器**を設けなければならない。
- (10) 排水管内の流水や換気を円滑にするために**通気管**を設ける。

2. 屋外排水設備

- (1) 配管計画は、屋内排水設備からの排出箇所、公共マス等の排出設備の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。
- (2) 排水管の管径は**100mm**を原則とする。
- (3) 勾配は**2 / 100以上**とする。
- (4) 使用材料は、水質、布設場所の状況等を考慮して定める。
- (5) 排水管の構造は暗渠とし、土かぶりは原則として**20cm以上**とする。ただし、条件

により防護、その他の措置を行う。

(6) 排水管は、沈下、損傷を防止するため必要に応じて基礎、防護を施す。

(7) マスの設置箇所は、排水管の**起点、終点、会合点、屈曲点**、その他維持管理上必要な箇所に設ける。又排水管の延長が、その管径の**120倍を超えない範囲内**において排水管の維持管理上適切な場所に設ける。

(8) 汚水マスの材質は**円形マスとしプラスチック製等**とする。

(9) 汚水マスの**内径又は内のりは15cm以上の円形**とし堅固で耐久性及び耐震性のある構造とする。

(10) 汚水マスのふたは堅固で耐久性のある材質とし**密閉ふた**とする。

(11) マスの底部には、**汚水マスはインパート**を、雨水マスは泥だめを設ける。

(12) マスの種類、設置条件等を考慮して適切な基礎を施す。